

# 確認事項チェックシート

令和6年度途中入園

下記の項目は、お申込みにあたり保護者の方に予めご確認いただきたい内容です。ご確認の上、認定申請書兼保育所等利用申込書をご提出ください。  
\*の項目は該当する方のみご確認ください。なお、本チェックシートはご提出いただく必要はございません。

1	「保育園・認定こども園(保育園コース)利用ガイド」を全てお読みください。	<input type="checkbox"/> 確認しました
2	<p>入園の意思はなく、入園不可証明書を取得するためのお申込ですか。 (利用調整の結果、希望園に入園できなかった場合のみ、入園不可証明書が必要な方は「いいえ」にチェックしてください) ※発行をお断りするのための確認ではありません。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>	<input type="checkbox"/> 確認しました
	<p>* 「はい」にチェックされた方</p> <p>入園の利用調整の対象からは除外させていただきます。認定申請書兼保育所等利用申込書裏面、「入園の意思はなく、入園不可証明書を取得するための申請です。」にチェックしてください。 ご記入いただいた希望園に空きがある等、入園不可証明書の発行に支障がある場合のみ、保育課から連絡させていただきます。入園不可証明書は入園希望月の前月中旬頃に郵送します。 なお、復職等に伴って実際に入園を希望される際は、改めて申込みが必要です。</p> <p>3以降の確認事項のチェック欄には記入は不要です。</p>	
3	保育が必要な事由によって入園期間が異なります。利用ガイドをご確認の上、お申込みください。	<input type="checkbox"/> 確認しました
4	<p>* 3歳児未満(0～2歳児)のお子様をお申込みの方</p> <p>3歳児未満で入園・転園された方の入園期間は、保育が必要と認められる範囲内で、2歳児の年度末を期限とします。 3歳児以降も継続して保育を必要とする場合は、改めて申込みをしていただき、利用調整によって3歳児から入園する園を決定します。申込状況によっては、2歳児まで通っていた園と3歳児から通える園が異なる場合があります。</p>	<input type="checkbox"/> 確認しました
5	申請書類や証明書に不備や不足がある場合、支給認定や利用調整が行えません。提出の際は再度ご確認ください。	<input type="checkbox"/> 確認しました
6	申請書類や証明書の記載内容が事実と異なる場合、入園の内定取消、承諾の取消または退園となります。	<input type="checkbox"/> 確認しました
7	書類の内容等については、ご提出いただいた後、複数の職員にて確認させていただきます。ご提出の段階では、原則収受のみとなりますのでご了承ください。	<input type="checkbox"/> 確認しました
8	申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請を行ってください。変更申請がなく、後になって変更の事実が判明した場合は、変更前の状況に基づいて行われた決定が無効となる場合があります。	<input type="checkbox"/> 確認しました
9	<p>* 産前産後または育児休業からの復帰や、就労予定でお申込みの方</p> <p>何月に入園が決定したとしても、入園月の月末までに復帰や就労開始をすることが必要です。また、復帰日や就労開始日によって入園日(1日または16日)が異なります。その確認のため再度証明書の提出を依頼することがあります。※入園日についての詳細は利用ガイドを参照してください。</p>	<input type="checkbox"/> 確認しました
10	ご提出いただいた書類の内容に基づいて指数判定を行います。書類が不足している、記載内容に不備があると、適切な指数が付けられない場合がありますので、提出前に十分ご確認ください。	<input type="checkbox"/> 確認しました

裏面もご確認ください。

11	利用調整の結果については、初回のみ結果の如何に関わらず通知書を送付します。2回目以降の調整結果は入園できる園が内定した場合にのみ通知書を送付します。	<input type="checkbox"/> 確認しました
12	園によって保育方針に特色がある場合や、ご利用環境に違いある場合がありますので、希望する園を申込前に見学されることを推奨します。 例：開園時間、保育内容、行事、保育料以外の費用（給食費や制服代等）、食物アレルギーの対応、園周辺の交通事情、駐車場の位置 など	<input type="checkbox"/> 確認しました
13	入園する際には、お子様の発達の状況を、母子手帳や面談で確認させていただきます。	<input type="checkbox"/> 承諾しました
14	集団での保育をするにあたって、お子様の様子を詳しく知り、必要な援助を考えていくために、保健センターでの乳幼児健診や他機関（あんステップ、親子教室、やまびこルームなど）でのお子様の様子、相談内容について確認をさせていただくことがあります。	<input type="checkbox"/> 承諾しました
15	通園できる範囲で、入園を希望する全ての園を希望の高い順に記入してください。希望園の数を少なくしたり、希望順を入れ替えたりしても入園しやすくなることはありません。	<input type="checkbox"/> 確認しました
16	希望する園が多いほど、入園できる可能性が高まりますが、内定後に自己都合で入園を辞退した場合は、以後の利用調整において不利になりますのでご注意ください。	<input type="checkbox"/> 確認しました
17	<b>* 転入予定でお申込みの方</b> 入園月の前月の末日までに住民票を安城市に異動することが必要です。	<input type="checkbox"/> 確認しました
18	利用調整の結果、入園できる園がなかった場合の翌月以降の利用調整について  <input type="checkbox"/> (ア) 翌月以降も引き続き利用調整を希望し、希望園の空きを待つ <input type="checkbox"/> (イ) 翌月以降の利用調整は希望しない(幼稚園や認可外保育施設を利用する等)	
	<b>* (ア)にチェック☑された方</b> 入園を希望しているものとして毎月利用調整を行います。(疾病、妊娠・出産など、入園期間に期限のある方の利用調整は、入園期限の属する月をもって終了します) 翌月以降に入園が決定した場合、決定後に辞退してもその月の入園不可証明書は発行できません。 また、内定後に自己都合で入園を辞退した場合は、当年度の利用調整において不利になります。 入園の要件や意思がなくなった場合は、「施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定辞退申出書兼保育園・認定こども園退園届」の提出が必要ですので、すみやかに保育課までご連絡ください。 育児休業からの復帰に伴う申込みの方は、利用調整指数の加点が適応されております。そのため、育児休業を延長し待機中に、託児所や認可外保育施設等に預けて復帰することになった場合は、速やかにその旨を保育課までご連絡ください。連絡がなく、後になって復帰済みの事実が判明した場合は、育児休業からの復帰に伴う申込として行われた入園決定が無効となる場合があります。	<input type="checkbox"/> 確認しました
	<b>* (イ)にチェック☑された方</b> 翌月以降の申込みは取り下げたものとみなし、以後利用調整の対象となりません。 また、翌月以降の入園不可証明書の発行はできません。(改めてお申込みが必要です)	<input type="checkbox"/> 確認しました